

神戸市 特別支援教育相談センター について



特別支援教育相談センターとは 

【こうべ学びの支援センター】から



【特別支援教育相談センター】へ

**令和4年度より
相談機能を一元化し
教育相談・就学相談を
実施しています**



(1) 概要

<これまでの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	インクルーシブ相談員(公私幼のみ)	こうべ学びの支援センター		特別支援学校センター的機能
	通級指導教室			
特別支援学級		特別支援学校センター的機能		
特別支援学校※	校内での研修や外部専門家			
一般・保護者	特別支援教育相談室			



<令和4年度からの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	特別支援教育相談センター			
特別支援学級				
特別支援学校				
一般・保護者				



(2) 構成

業務	担当
電話の受付 学校園への連絡・調整 保護者への連絡	事務局職員 指導主事 等
面談・相談	事務局職員 指導主事 インクルーシブ教育推進相談員 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 心理士 等
発達検査等	心理士 等
学校への結果説明	通級指導教室担当者 心理士 等
学校園訪問	事務局職員 指導主事 心理士 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 作業療法士(OT) 言語聴覚士(ST) 等
医療教育相談	医師 臨床心理士等



(3) 役割

○就学相談

①小学校等への入学(就学先の選択)等

小学校, 特別支援学校への入学など

義務教育のスタートの段階で,
特別支援学校か, 地域の小学校のどちらを選ぶか,
地域の小学校の通常の学級か特別支援学級のどちらを選ぶか, と
いった, 就学先の選択に関する個別の相談。



○就学相談

②就学後の学びの場の変更等

特別支援学級への入級や特別支援学校への転学など



小・中学校に在籍中に特別支援学級への入級や特別支援学校への転学を検討する際の相談。



◇就学後の学びの場の変更等の相談◇

- ・ 明確な診断がなく、特別支援学級転学希望の相談
- ・ 取得していた療育手帳が更新されず、学びの場を悩んでいる
- ・ 不登校の状態が長く続き、学習や行動の様子が把握できない
- ・ 複数の障害が重複していて、学びの場の決定が難しい



学びの連続性に配慮して!

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
小・中学校, 高等学校の教育課程	小・中学校, 高等学校の教育課程に 特別の教育課程(自立活動)を加えるもしくは, 一部に替える	特別の教育課程 ・小・中学校の教育課程 ・下学年の内容 ・知的障害特別支援学校の教育課程 ・自立活動 これらを一人一人に合わせて 組み合わせる	特別支援学校の教育課程 ・知的障害 ・肢体不自由 ・視覚障害 ・聴覚障害 ・病弱 ・自立活動

※「柔軟な」学びの場の見直しとは

例えば, 下の例のように学びの場を見直すと, 教育課程が大きく変わってしまうことが分かります。



教育相談

①相談の対象

神戸市立の小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 および 本人・保護者

(神戸市立幼稚園については、区担当指導主事が園からの連絡を受け、園支援を行います。)

②申し込みの方法

学校 校内支援委員会で検討の後、管理職が特別支援教育相談センターに電話連絡をします。

保護者 検査・面談が必要な場合は、**保護者が相談センターに電話をし、日程を調整します。**



教育相談の流れ①

①校内支援委員会で相談する

学校園



支援検討シート

「教育的ニーズ」を捉える・支援に活かす

支援検討シート

このように役立ちます！

- ・児童生徒が安心して学べる学級環境づくりに役立つ
- ・児童生徒の困りやその背景が分かる
- ・保護者と支援について相談する時の材料になる

令和4年度4月

神戸市教育員会 特別支援教育課



教育相談の流れ②



◎保護者への説明内容(例)

- ・本人の学校での様子
- ・学校での支援の状況
- ・相談センターの役割
- ・相談の目的
「本人の困り感を知るため」
「効果的な関わり方を知るため」
等



教育相談の流れ③

③学校が相談センターに連絡する



- *申し込みに必要な書類(通常の学級のみ)
- ・様式1(小)または様式2(中) イントラに掲載
 - ・児童生徒の学習等の状況が分かるもの
(ノートやプリント、絵画などのコピー)



教育相談の流れ④

④相談センターが学校を訪問する



- *学校でご準備いただくもの
 - ・座席表(該当の児童生徒の座席を明記したもの)
 - ・個別の指導計画・ネットワークプラン
 - ・児童生徒の学習等の状況が分かるもの
(ノートやプリント、絵画などのコピー)



教育相談の流れ⑤-1

⑤-1 発達検査をするケース

・子供の生活上または学習上の困難さを把握するために、本人の認知特性などの細かな情報と、その分析が必要と判断される場合

かつ、本人・保護者が希望する場合



教育相談の流れ⑤-2

⑤-2 発達検査をしないケース

- ・すでに他の機関で発達検査を受けている。
- ・療育手帳を取得している。
- ・学習面や行動面での課題が環境の調整や関わり方の工夫で改善が予想される。
- ・こども家庭センターや医療機関での検査面談の方が適していると考えられる。 などがあります。

